

(参考) 行政機関個人情報保護法の改正の概要

※平成29年5月30日施行

- ・ 個人情報の定義の明確化
個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等)
- ・ 要配慮個人情報の取扱いの規定
要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載
- ・ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入
 - ① 非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
 - ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
 - ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
 - ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
 - ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備
- ・ 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管